

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日 2025/10/15

最終更新日 2025/10/15

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2025/10/15
国立大学法人名		旭川医科大学
法人の長の氏名		西川 祐司
問い合わせ先		総務課総務係 (TEL: 0166-68-2115、E-mail: sho-shomu@asahikawa-med.ac.jp)
URL		https://www.asahikawa-med.ac.jp

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【確認の方法】 令和7年9月16日開催の令和7年第4回経営協議会において、全原則への適合状況の資料を事前配付したうえで、当日は令和7年度の公表へ向けたスケジュールを報告するとともに、適否を判断する理由等を説明し、その後、意見交換を行いました。
		【経営協議会からの意見】 昨年度から引き続き各原則をすべて実施していることを確認しましたので、今年度において各原則への取組状況に対して特段の意見等はありません。
監事による確認	更新あり	【確認の方法】 文書による意見照会を行い、直接、監事との意見交換を行いました。 その後、文書にて監事から意見をもらい、報告書の公表案を作成し、監事が陪席する令和7年第9回役員会において公表案の審議を行いました。
		【監事からの意見】 基本原則1. 昨年度、本学の教育理念・目標が改訂(医学科10月、看護学科12月)され、さらに学長の2期目就任が決定(2月)したことに伴い、新たな教育理念・目標と整合性のとれた将来ビジョンが本年6月に整備されました。 本学の経営を取り巻く環境が非常に厳しくなっている中、毎週開催している大学運営会議における議論を通じて当該ビジョンの実現に鋭意取り組まれており、7月からはビジョンの着実な達成に向けた体制整備の一環として、各政策の実施責任者を大学運営会議メンバーに割り振り、役割分担を明確化されました。 このことは、財務基盤の強化が喫緊の課題となっている中で、組織全体として戦略的な取り組みを加速させていくものと評価します。今後、定期的なモニタリングと目標達成のための機動的な対応に努められることを期待します。
		基本原則2. 補充原則に掲げられている「それぞれの職における具体的な達成目標を掲げ、適切な評価と処遇を与えるべきである」に関して、①具体的な達成目標の設定は今年度から、②評価及び③処遇は来年度以降とされています。 法人全体の機能強化を図るためには、様々な法人内組織を有機的に構築し、効率的に機能させていく必要があります。現状において組織はほぼ網羅されていると認識しますが、こうした諸組織を動かしていくのは一人一人の教員・職員であり、補充原則に示されている「それぞれの職における具体的な達成目標を掲げ、適切な評価と処遇を与える」ことについて、学長のリーダーシップのもとで実施されていくことを期待します。

監事による確認	更新あり	また、質の高い法人経営を実現するためには、大学の現状に応じた高度専門職の登用・配置、および事務等の職員の高度化に向けた諸施策と体制の構築が必須です。すなわち、教職協働を通じた質の高い法人経営の実現のために学長の強いリーダーシップを期待します。 基本原則 3. 本学の監事監査規程（平成16年4月1日旭医大達第3号）においては、「監査は、本法人の業務全体について、その業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。」（第2条）、「監事は、常に業務運営の実施状況を把握するとともに、運営上の課題の認識を深めるよう努めるものとする。」（第3条）と定められています。 こうした監事の目的及び心得を担保する仕組みの一つとして、同規程第13条には、重要書類を特定してそれを監事に回付することが規定されていますが、これまで、監事監査で閲覧を求めた場合などを除き、監事への文書回付が行われていません。 監事監査の有効性を確保する上で、法人業務に係る重要情報が適時・適切に得られるよう、規程に基づく情報共有を徹底していただきたい。 令和7年度から経営協議会の学外委員を増員し、より多様な意見を法人経営に反映できる体制を希求していることを高く評価します。運営にあたっては、審議資料の事前送付は当然のこととして、広く経営環境や経営課題などについての意見交換の定期的実施や、例えば学外理事との懇談の場を設定する等の試みも期待します。 基本原則 4. 昨年度の本報告において意見を付した内部統制システムの整備・充実については、「国立大学法人旭川医科大学における内部統制に関する規程」（令和7年4月9日旭医大達第57号）が制定されました。これに基づき内部統制委員会が設置（7年6月）され、新設された内部統制推進方針による学内の業務現場におけるモニタリングが運用されることとなりました。内部統制の6つの機能のうちのひとつであるモニタリングは、各部署・各階層での内部統制のPDCAサイクルを回転させる重要な機能です。これを担う3ラインモデルという各ラインのモニタリング能力の向上を図ってください。 本学には既存の内部統制の仕組み（内部質保証、病院機能評価、医療安全管理など法令等に基づいて自らの取組を自己・第三者評価を通じて改善していくもの）が多数ありますが、こうした仕組みも含めて内部統制システムを適切かつ健全な法人経営につなげていくことにより、地域社会との連携・協働がより積極的に取り組まれるよう期待します。 【意見への対応】 基本原則1につきましては、今後も積極的に取り組んでまいります。 基本原則2に対してお指摘に関しましては、関係部署に連携させながら、制度を具体化し、適切に実施してまいります。 基本原則3の監事監査規程に対してお指摘に関しましては、関係部署への周知を徹底し、適切に対応してまいります。また、経営協議会に関する意見については、会議の有効性向上に向けて、いただいたご意見を前向きに検討し、今後の運営に反映してまいります。 基本原則4につきましては、内部統制システムの適正な運用に努めてまいります。また、これらの取り組みを通じて、健全な法人経営の推進と地域社会との連携・協働の深化を目指してまいります。
----------------	-------------	--

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		実施していない原則はありません。

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	本学は、地域医療を担う人材育成という大学設置の原点を踏まえ、教育・研究・医療等の発展、意欲ある医療人の育成、社会貢献等をさらに果たすため、第 4 期中期目標の基本的な目標を以下のとおり策定しています。 ・豊かな人間性と基礎的能力を育む教育を通じ、研究力、実践的能力を持ち、国際的感覚を備えた意欲的な医療人を育成する。 ・リサーチマインドを涵養し、独創的で質の高い研究を推進する。 ・ステークホルダーとの共創により、地域社会の活性化を図る。 ・地域医療の充実と先端的な医療の推進を図り、多職種協働による安全でレベルの高い医療を提供する。 ・大学ガバナンス体制の点検・見直しを進め、安定した財務基盤を構築する。 ※本学における「ステークホルダー」とは、本学教職員・学生・卒業生、患者、地域住民、地域の医療機関、地域の企業、行政機関等を指し、本文中における「ステークホルダー」は、これらのいずれかを対象として用いています。 また、当該中期目標を達成するために中期計画を策定し、実現するための手段や方策を具体的に記載（評価指標）しました。さらに、半年毎の自己点検評価を行い、結果はホームページに掲載しています。 各計画の策定に当たっては、学外有識者を含む経営協議会委員や卒業時の学生アンケートの実施など、本学におけるステークホルダーの意見を踏まえ社会からの要請の把握に努めています。 なお、ホームページにおいて、各中期目標期間の目標、計画を公表するとともに、業務の実績に関する報告書及び評価結果についても公表しています。 さらに、経営協議会の意見を踏まえて将来ビジョンを策定したうえで、実現に向けて具体的な戦略と施策を体系的に整備し、これらの各施策の着実な実行を担保するために、副学長を実施責任者として位置づけ、責任の所在を明確にするとともに、進捗管理体制を強化しています。 <u>中期目標・中期計画</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/mid-term-goals/ <u>評価結果</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/evaluation/
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		中期目標・中期計画の進捗状況については、点検評価室においてモニタリングを行うとともに、その結果については、業務の実績に関する報告書及び評価結果の公表を通じて学内外に公表しています。 <u>中期目標・中期計画</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/mid-term-goals/ <u>評価結果</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/evaluation/
補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		経営及び教学運営に係る権限と責任の体制については、理事及び副学長における職務分担を定め公表し、経営及び教学運営に係る事案については、大学運営会議、役員会、教育研究評議会、経営協議会等、大学の運営の根幹にかかわる会議体において、適正な審議を経て決定しており、各会議の規程等に定められたとおりの権限が機能しています。 また、役員会、教育研究評議会、経営協議会の議事要旨については、ホームページで公表しています。

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<u>旭川医科大学歴代学長・役職員等</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/about/officers/ <u>旭川医科大学規程集（組織及び運営）</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_taikei/r_taikei_01.html <u>組織に関する情報（会議報告）</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/organization/
補充原則 1－3⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		総合的な人事方針については、有能で多様な人材を確保し、組織を活性化するため、「国立大学法人旭川医科大学における人事基本方針」を定め、ホームページで公表しています。 また、女性職員が活躍できる雇用環境の整備を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画」のほか、職員の仕事と子育ての両立支援及び全職員が働きやすい環境をつくることを目的とした「次世代育成支援のための行動計画」、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に即した適切な対応を図るための「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、ホームページで公表しています。 <u>旭川医科大学における人事基本方針</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/uploads/files/portal/guide/data/organization/R503jinkihon.pdf <u>旭川医科大学行動計画等</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/organization/
補充原則 1－3⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		中期計画において、外部研究資金、寄附金の受入促進を掲げるとともに、病院収入をはじめとする自己収入や予算執行等の各種財務データの分析・活用により、中期計画期間中の収支計画・資金計画を定めています。 <u>中期目標・中期計画</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/mid-term-goals/
補充原則 1－3⑥（４）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		教育研究の費用及び成果等について、財務諸表は、本学の運営状況及び財政状態を適切に反映したものでありますが、大学経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報について分かりやすく公表するため、財務報告書を作成して公表しています。 研究活動の成果については、研究者総覧において公表している他、適正な産学官連携活動の促進と倫理の遵守に取り組み、社会に対するこれらの透明性をより一層高めるために国立大学附属病院長会議が策定した「企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン」に従い、旭川医科大学病院における企業等からの資金提供状況を毎年ホームページで公表しています。 旭川医科大学基金については、毎年度活動報告書を作成し、ステークホルダーへの情報提供をしています。 経営状況の公表については、財務諸表をわかりやすく説明した「財務報告書」を作成し、公表しています。

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)		<u>財務情報 (財務報告書)</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/financial/ <u>研究者総覧</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/research/investigation/overview/ <u>企業等からの資金提供状況</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/hospital/about/shikin/ <u>旭川医科大学基金</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/fund/
補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針		将来の法人経営の中核になり得る人材を見極め、法人経営の感覚を身に付けさせるなど、経営人材の育成を図るための「国立大学法人旭川医科大学における経営人材の育成方針」を定め、ホームページで公表しています。 また、同方針に基づき、学長及び病院長は、対象者の職務遂行状況等について随時確認し、適切なフォローアップを行っています。 <u>旭川医科大学における経営人材の育成方針</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/uploads/files/portal/guide/data/organization/keieijinzaikusei.pdf
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	学長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とするため、理事、副学長及び学長補佐を置くとともに、本学の経営、運営の改善等を計画的、継続的に推進するため、学長特別補佐や学長アドバイザーを置くことができる制度を設けています。 理事及び副学長については、それぞれに役割や担当する業務を明確に設定するとともに、それぞれの分野に求められる知識、経験、能力等に基づき、適材適所に配置しており、令和 7 年 7 月からは新たに財務担当副学長として事務局長を任命しました。学長補佐は、学長の指示に基づき、学長の企画・立案等を補佐することができる人材を選任・配置しています。 また、理事や副学長等の責任・権限等はそれぞれの規程において規定しており、学長が定める担当職務とともにホームページで公表しています。 なお、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みとして「国立大学法人旭川医科大学における経営人材の育成方針」を定め、ホームページで公表し、同方針に基づき、学長及び病院長は、対象者の職務遂行状況等について随時確認し、適切なフォローアップを行っています。 <u>旭川医科大学規程集</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_taikei/taikei_default.html <u>旭川医科大学歴代学長・役職員等</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/about/officers/ <u>旭川医科大学における経営人材の育成方針</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/uploads/files/portal/guide/data/organization/keieijinzaikusei.pdf

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		「国立大学法人旭川医科大学役員会規程」第 2 条において、役員会は次に掲げる事項を審議すると定めています。 (1) 中期目標についての意見に関する事項 (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4) 学科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) その他役員会が定める重要事項 役員会は、8 月を除き毎月開催するとともに、迅速な意思決定が必要な場合は臨時開催しています。 また、議事要旨については、ホームページで公表しています。 <u>会議報告（役員会）</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/organization/committee/
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	「国立大学法人旭川医科大学における人事基本方針」において、求める人材像として「性別・年齢・国籍・障がいの有無等を問わず、ダイバーシティを尊重し、多様な人材を求める」と定めているほか、女性職員が活躍できる雇用環境の整備を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画」を策定しており、管理職に占める女性割合については12.5%、年次有給休暇取得率については58.8%と、各目標値を達成し、ダイバーシティを確保しています。人事基本方針、行動計画及び「女性の活躍に関する状況」はホームページで公表しています。 また、理事については、「国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則」第 9 条第 2 項で「学外者が 2 人以上含まれるようにしなければならない」としており、現在、4 名の理事のうち 2 名を学外から登用し、各分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて任命することで、経営層の厚みを確保しているとともに、学長が定める担当職務とともにホームページで公表しています。 <u>旭川医科大学における人事基本方針</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/uploads/files/portal/guide/data/organization/R503jinjikhon.pdf <u>女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/uploads/files/portal/guide/data/organization/fdo0304-0803.pdf <u>女性の活躍に関する状況</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/uploads/files/portal/guide/data/organization/fsta0704.pdf <u>旭川医科大学歴代学長・役職員等</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/about/officers/

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		本学の業務の成果を最大化できる経営を実現するために、社会の多様なステークホルダーから幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に生かすための会議体として、経営協議会を設置しており、経営協議会がその役割を十分に果たせるよう、以下のとおり運営方法を工夫しています。 ・ 本学経営協議会規程第2条に定める審議事項に加え、可能な限り懇談事項を設定し、学外委員から幅広い知見に基づく意見を求めるとともに、学外委員に対し十分な現状理解を得られるよう努める。 ・ 資料を事前に委員に送付するなど、会議当日の十分な審議時間を確保し、審議を効率的に活性化させるための工夫を行う。 ・ 学外委員の多様な意見を生かすため、監事のほか副学長が会議に陪席し、情報共有を行う。 また、経営協議会の学外委員の選考方針を定め、ホームページで公表しています。 <u>国立大学法人旭川医科大学経営協議会学外委員の選考方針</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/uploads/files/portal/guide/data/organization/R4hoshin.pdf
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	令和7年6月30日で学長の任期が満了であったことから、国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議において、以下のとおり選考基準を定め、適正に選考を行いました。 旭川医科大学学長候補者には、次のような資質、能力が求められる ・ 人格が高潔で学識に優れていること ・ 国内外の状況や時代の動向を的確に捉え、大学の将来を見据えつつ、教職員、学生、その他のステークホルダーの意見を的確に把握した上で、公平かつ公正な視点に立ってリーダーシップを発揮できること ・ 本学の理念及び目標を踏まえつつ、本学のミッションを実現するためのビジョンを持ち、その達成に向け着実に実行することができること ・ 大学に期待される社会的役割を踏まえつつ、本学の管理運営及び経営の責任者として諸課題に的確に対処できること なお、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、ホームページで公表しています。 また、選考にあたっては、学長選考規程第11条に基づき、意向聴取の結果を参考にし、学長選考・監察会議が議論を尽くして学長予定者を決定しています。 <u>国立大学法人旭川医科大学学長選考規程</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000421.html
補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		学長の任期は、平成21年に再任の制限を撤廃しましたが、結果として独善的で恣意的な大学運営を招いたため、令和3年に学長選考会議で審議のうえ「学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。」と規程を改正し、ホームページで公表しています。 <u>国立大学法人旭川医科大学学長選考規程</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000421.html

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新あり	旭川医科大学学長解任規程により、学長の解任手続きに関し必要な事項を定めています。また、旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則により、2年毎及び学長選考・監察会議が必要と認める場合は随時、学長の業績評価を行って職務の遂行が適当であるかを判断しています。 <u>国立大学法人旭川医科大学学長解任規程</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000422.html <u>国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000710.html
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長選考・監察会議は、学長の任期途中における業務執行状況の中間評価を就任の日から2年毎に、所信表明に関する資料、国立大学法人評価委員会による評価結果、事業年度に係る業務の実績に関する報告書及び監事による監査関係書類等の書面審査の他、必要に応じて学長との面談により評価を実施し、その結果についてホームページで公表しています。 <u>旭川医科大学学長の業務執行状況の確認結果</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/organization/selection/ <u>国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000710.html
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	●経営協議会委員（学長選考・監察会議規程第3条第1項第1号委員） 経営協議会において、学長選考・監察会議規程第3条第1項第1号の規定に基づき、審議のうえ、経営協議会規程第3条第1項第4号の構成員である学外委員のうち5人を学長選考・監察会議委員として選任しています。 委員の選出にあたり、無記名投票により投票（学長選考・監察会議委員としてふさわしいと思う者に「○」を付す方法）を実施し、立会人のもと開票し、投票数の多い者から選出しています。 なお、経営協議会の学外委員の選任にあたっては、候補者に対する意見を教育研究評議会から聴取し、実質的な選考を行っている他、選考方針を令和4年10月に定め、ホームページで公表しています。 ●教育研究評議会評議員（学長選考・監察会議規程第3条第1項第2号委員） 教育研究評議会において、学長選考・監察会議規程第3条第1項第2号の規定に基づき、審議のうえ、教育研究評議会規程第3条第1項第2号から第7号までの委員（理事、副学長、図書館長、学科長、基礎医学、臨床医学、看護学科、一般教育、センター等の各教員会議が選出する当該教員会議の教授、事務局長）の中から、5名を学長選考・監察会議として選出しています。 委員の選出にあたり、無記名投票により投票（学長選考・監察会議委員としてふさわしいと思う者に「○」を付す方法）を実施し、立会人のもと開票し、投票数の多い者から選出しています。なお、学長候補者となり委員を辞退する場合や、事故等により欠員が生じた場合は、次点者から順次繰り上げて委員とすることとしています。

記載事項	更新の有無	記載欄
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		令和４年１２月９日開催の学長選考・監察会議において大学総括理事の設置の可否について審議した結果、現時点では大学総括理事を置かないこととしました。 なお、今後、大学総括理事の設置を検討する必要がある場合には、改めて学長選考・監察会議で検討することとしました。 <u>令和４年度第２回学長選考・監察会議 議事要旨</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/uploads/files/portal/guide/data/organization/selection/R4/04-2giji.pdf
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	旭川医科大学では、国立大学法人旭川医科大学業務方法書に内部統制システムの整備とその継続的な見直し、ならびに推進体制の構築を規定しています。これに基づき、内部統制に関する規程を制定し、運用体制における各責任者の役割や職員が果たすべき責務について明確に定めています。具体的には、内部統制システム総括責任者に学長、内部統制システム管理責任者に評価担当副学長、内部統制システム推進責任者に各部署の長とし、学内における役割と権限を明確化しています。 また、内部統制委員会を設置し、毎年度の推進方針を策定するとともに、定期的にモニタリング事項を選定し、その結果に基づいて内部統制システムの有効性を検証する仕組みを構築しています。これにより、内部統制システムの継続的な改善を図り、大学のガバナンス強化と社会的責任の遂行に資する体制を維持しています。 さらに、監事監査および内部監査を通じて法人業務の執行状況が定期的に監査され、その結果を役員会等に報告し、この報告内容を改善に活用することで、統制の実効性を高めることとしています。 加えて、コンプライアンス規則を制定し、コンプライアンスの保持及び推進のための体制を構築しているとともに、内部統制システムを整備し、自己点検や内部監査等の制度の充実を図っています。 <u>国立大学法人旭川医科大学業務方法書</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000669.html <u>国立大学法人旭川医科大学における内部統制に関する規程</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000928.html <u>国立大学法人旭川医科大学コンプライアンス規則</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000702.html

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	旭川医科大学では、法令順守と説明責任の観点から、大学運営に関する情報公開を徹底しており、ホームページを通じて以下の内容を積極的に発信しています。 ・「情報公開」において、独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報に基づき、「組織に関する情報」「中期目標・中期計画」「財務情報」「調達・契約について」などを体系的に整理し、公表しています。 ・学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報として「教育に関する情報」を公表しています。 ・経営状況については、財務諸表をわかりやすく解説した「財務報告書」を作成・掲載し、大学の財務の透明性を確保しています。 ・研究の実績・成果については、ホームページに専用ページを設けて、学内外に分かりやすく発信しています。 ・社会貢献活動については、高度専門職業人の育成や地域の生涯学習ニーズに応えるため、公開講座・派遣講座について、開催状況、申込案内及びQ&A等を掲載し、地域との連携を促進しています。 ・法人経営・教育・研究に係る情報については、随時ホームページ上で公開し、大学の活動全体に対する理解促進と信頼性向上に努めています。 さらに、令和7年1月から大学公式ニュースレター（メールマガジン）の発行を開始し、月1回程度の頻度でステークホルダーに向けて大学の最新情報を提供しています。 <u>情報公開</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/ <u>研究実績・成果</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/research_achievement/ <u>公開講座・派遣講座</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/research/openclass/ <u>ニュースレター</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/public/publication/nl/
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	旭川医科大学における情報発信については、大学の活用や方針を広く社会に理解してもらうため、ステークホルダーにとって分かりやすく、アクセスしやすい形での提供を重視しており、以下のとおり工夫を凝らしています。 ・適切な対象ごとの情報提供の取り組みとして、ホームページ上に「受験生」「地域・一般」「企業・研究者」「在学生・卒業生」「保護者」といった訪問者メニューを設け、それぞれのニーズに応じた情報を体系的に整理しています。これにより、利用者が目的の情報に迅速にたどり着けるように配慮し、大学としての積極的な情報発信と説明責任の遂行に努めています。 ・学生や保護者等に対しては、学内で行われる学生向けの行事や活動、教育支援の取り組みなどを広く周知するため、従来紙媒体で発行していた広報誌「かぐらおか」をウェブ版に移行し、大学ホームページ上で公開しています。これにより、よりタイムリーかつ柔軟な情報提供が可能となりました。 ホームページの管理については、「旭川医科大学ホームページの管理及び運用に関する要項」に基づき、広報企画委員会が中心となって行っています。同委員会では、情報の正確性や更新頻度、掲載内容の妥当性などを定期的に確認し、大学の広報戦略に沿った効果的な情報発信が行われるよう体制を整えています。

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	<u>広報誌・刊行物</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/public/publication/ <u>旭川医科大学ホームページの管理及び運用に関する要項</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000704.html
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	学生が身につけることができる能力としては、医学科については3つのポリシーに基づいて「医学科2024カリキュラムにおけるコンピテンシー」を作成し、シラバスに掲載し学生に周知したうえでホームページで公表している他、科目別マイルストーンや医学科2024カリキュラムにおけるアセスメントマップをホームページ上で公開しています。また、看護学科については、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を指針として作成しており、その旨は「学生生活のしおり」及びホームページで学生に周知しています。 さらに、隔年で実施している「学生の学習・生活実態調査」（学部学生対象）の調査結果や学生の進路状況をホームページを通して社会に公表しています。 また、派遣留学を通じて学生が得た経験や学びは、留学体験談としてホームページに掲載するとともに、大学案内「Asahikawa Medical University Campus Guide」に掲載し、受験生等に向けて発信しています。 <u>医学科2024カリキュラムにおけるコンピテンシー</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/uploads/files/portal/guide/data/education/policy/2024i_competency.pdf <u>「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/education/policy/ <u>学生の学習・生活実態調査</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/campus/life/survey/ <u>留学体験談一覧</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/campus/international/mokuji/ <u>大学案内「Asahikawa Medical University Campus Guide」</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/admission/ <u>広報誌・刊行物・ニュースレター</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/public/publication/
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/about/ https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/ ■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報 https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/education/ ■教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報 https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/education/ ■公文書等の管理に関する法律第13条第2項に規定する情報 https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/information_system/ ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/organization/head_selection/ ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/data/others/